

6. 組織運営（図書館・センター等）

津田塾大学イングリッシュ・コーディネーション・

センター規程（Tsuda English Coordination Center）

（設立）

第1条 津田塾大学に津田塾大学イングリッシュ・コーディネーション・センター
Tsuda English Coordination Center（以下「TECC」という）を置く。

（目的）

第2条 TECC は、本学の英語教育の改善・充実・強化のために英語プログラムの企画・
運営を行うことを目的とする。

（センター長）

第3条 TECC にセンター長を置く。

2 センター長は本学の教授・准教授のうちから、学長が任命する。

3 センター長は TECC を統括し、これを代表する。

4 センター長は TECC 運営委員会の委員長を兼ねるものとする。

5 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

（TECC 運営委員会）

第4条 TECC に TECC 運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

2 運営委員は、原則として、英文学科の英語教育を専門とする専任教員、外国語委員長、
および各学科で選出された専任教員1名ずつから構成するものとする。

3 運営委員会は、必要に応じてアクション・グループを置く。

4 運営委員会の細則は別に定める。

（事務）

第5条 TECC の事務は当面のあいだ、外国語事務室において処理する。

附 則

1. この規程は平成18年（2006年）4月1日から施行する。

2. 第4条2の規定に関しては、TECC の活動が定着した時点で、数学科、情報科学科か
らの委員は1年交替で選出するものとする。

3. この規程は平成19年（2007年）4月1日から施行する。